

障害者福祉計画（案）

目 次

I 基本的な考え方

- 1 基本的課題
- 2 「基本目標」に向けての考え方
- 3 計画期間
- 4 施策の体系

II 施策の展開

- 1 互いに認め合い、参画する地域社会づくり
- 2 わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制
- 3 市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり
- 4 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり

III 障害福祉サービスの目標と取り組み

～第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画～

- 第1章 計画策定の概要
- 第2章 成果目標
- 第3章 障害福祉サービス等の見込量

 - 1 障害者総合支援法に基づくサービス等の見込量
 - 2 児童福祉法に基づくサービス等の見込量「第1期障害児福祉計画」 .

- 第4章 地域生活支援事業

I 基本的な考え方

1 基本的課題

(1) 障害の有無で分け隔てられることなく生活できる地域社会づくり

改正障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が目的に掲げられています。

障害の有無や年齢にかかわらず人が地域で安心して生活していくには、他人を思いやり、お互いを支え合う精神が大切です。そのため、限られた人や行政だけでなく、「地域社会全体での自助・共助・公助による協働のしくみづくり」が求められます。

(2) 新法・法改正等への対応

近年、障害のある人に関する法律・制度においては、「障害者差別解消法」の制定・施行、「障害者総合支援法」・「児童福祉法」の改正と「障害児福祉計画」の導入等、新法・新制度の施行や法・制度改正が続いています。本市においても、体制の整備に対応していくとともに、目まぐるしく変わる制度等に関する情報を本人や家族その他の支援者に迅速・正確に伝達し、適切にサービスを利用できるよう支援していく必要もあります。さらに、福祉等サービスの担い手である事業者などの関係機関に対しても「障害者自立支援協議会」等を通じて情報提供をしていくこととなります。今後も、高齢者向けのものとは共通で提供される「共生型サービス」の実現をしていく中で、必要に応じて本計画の一部見直しも行って対応を図っていきます。

(3) 住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、困り事等について気軽に相談できる窓口の整備や、必要な時に必要なサービスを利用できる体制が不可欠であり、今後、基幹的な役割を持つ相談支援体制の充実を図ることが求められます。また、近年、障害のある人やその支援者等の高齢化が進んでいることも課題となっています。さらには、障害特性に配慮した災害時の支援や、施設の整備の際などに障害のある人からの意見等を踏まえ、地域の実情に合わせた環境整備を行っていくことなども重要です。

2 「基本目標」に向けての考え方

(1) 互いに認め合い、参画する地域社会づくり

障害の有無にかかわらず「市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう」地域社会を実現するため、広報活動や福祉教育等による「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」に努め、地域の協働やボランティア団体、NPO等による障害のある人への支援を促進します。また、障害のある人自身に対する教育の充実や就労の支援・促進に努めます。

障害のある人の生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の推進や、地域資源の活用による拠点づくりと「活動の場」の充実に努めていきます。

(2) わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制

障害特性に配慮した情報提供の充実に努め、情報のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人とその家族などが介護や生活等の相談を気軽にできるよう、包括的・重層的な相談体制のいっそうの充実に努めていきます。

(3) 市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり

ホームヘルプ、コミュニケーション支援や「日常生活用具」の給付など、地域生活を支える福祉サービスの充実を図り、障害のある人の地域生活への移行を支援・促進します。また、地域における保健・医療サービスの体制の充実を図ります。

また、「障害者基本法」の改正（平成23年7月）で差別等が禁止され、障害のある人の人権に関する表現が強化された内容になったことや「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（順に平成23年6月、同25年6月）等も踏まえて、障害のある人の権利擁護支援体制のいっそうの充実に取り組んでいきます。

(4) 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり

「福祉のまちづくり」（物理的なバリアフリーやユニバーサルデザイン）や移送サービスの充実を進め、障害のある人が安心・快適に外出、社会参加していくための基盤を整備していきます。

また、「個別支援プラン」の作成など『東村山市災害時要援護者支援全体計画』等に基づく災害時等の支援や、防災・防犯体制の強化を図ります。

さらに、障害者自立支援協議会を活用し、障害のある人が安心して地域で暮らしていくためのまちづくりを推進地域の障害者福祉に従事する支援員の支援力向上及び人材育成の支援を行います。

3 計画期間

本計画は、「地域福祉計画」の個別計画として位置づけられ、その計画期間は平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間となります。（「Ⅲ 障害福祉計画」は平成 30 年度から 32 年度の 3 年間。）

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	主な取り組み
認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち 東村山	1 互いに認め合い、参画する地域社会づくり	(1) 障害のある人への理解の促進(「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」の促進)	① 広報・啓発活動の充実 ② 福祉教育の充実 ③ 地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進
		(2) 障害児教育の充実と障害者就労支援の推進	① 就学前教育(療育)・保育の充実 ② 放課後余暇活動の充実 ③ 特別支援教育の推進 ④ 就労支援体制の充実
		(3) 地域の協働による地域福祉体制の推進	① 地域ネットワークの推進 ② 社会福祉協議会との連携強化 ③ NPO等民間団体等との協働
	2 わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制	(1) 情報のバリアフリー化の推進	① 障害の特性に配慮した情報提供の充実 ② 多様な情報媒体の活用 ③ 行政との情報交換
		(2) 相談支援体制の充実	① 相談支援体制の充実 ② 福祉サービスの利用支援
	3 市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり	(1) 地域生活を支える福祉サービスの充実	① 自立を支援する福祉サービスの充実 ② 地域で暮らすための支援体制の整備 ③ 意思疎通支援の充実 ④ 地域資源の活用による拠点づくりと活動の場の充実
		(2) 地域での保健・医療サービス体制の充実	① 地域医療に関する福祉サービスの利用促進 ② 保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理
		(3) 権利擁護支援体制の充実	① 権利擁護体制の充実
	4 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり	(1) 安心・安全まちづくりの推進	① 要援護者対策の推進 ② 地域で支える体制づくり ③ サービスの質の向上の促進
		(2) 地域の人材育成・地域福祉の促進	① 地域の人材育成の支援
		(3) 福祉のまちづくり(バリアフリー・ユニバーサルデザイン)の促進	① バリアフリーの推進 ② 移送サービスの促進

Ⅱ 施策の展開

1 互いに認め合い、参画する地域社会づくり

＜お互いを認め合う地域社会への推進＞

(1) 障害のある人への理解の促進（「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」の促進）

主な取り組み	展開方向
①広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい課題についての広報や啓発活動等を通じて「ノーマライゼーション」の理念の推進を図り、「地域共生社会」づくりを進めます。 ○「障害者週間・福祉のつどい」の開催等を通じて相互交流の場や機会を設けます。 ○それぞれの障害の特性に応じた障害理解の促進などの啓発活動を、行政機関等や家族、関係者も含めた地域住民に対して、障害者関係機関や団体等との連携のもと実施していきます。
②福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人への理解と認識を、子どもの頃から深めていくため、福祉教育の推進や障害者施設等における体験活動等の交流を検討していきます。
③地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「市民大運動会」「市民文化祭」「市民産業まつり」などへの障害のある人の参加を促進し、交流を図ります。 ○障害に関する講習会や障害者スポーツなどの開催等の推進・支援をします。 ○障害のある人の生涯学習活動を行っている自主的な活動を支援していきます。

(2) 障害児教育の充実と障害者就労支援の推進

主な取り組み	展開方向
①就学前教育（療育）・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○施設、人員等の状況に応じた障害児保育の受け入れの充実を図ります。 ○『東村山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、幼児期における障害児保育・教育への支援を検討していきます。 ○早期発見・早期療育に努めるため、関係機関と連携して地域療育体制の推進を図ります。 ○『東村山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、児童クラブへの障害児受け入れに努めていきます。
②放課後余暇活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの療育を行う放課後等デイサービス事業所の質の向上が図れるよう支援します。
③インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○『東村山市特別支援教育推進計画』に基づいた教育の充実に向け、次のように取り組んでいきます。 ○「特別支援教室」を設置し、特別支援学級の充実を図ります。 ○専門家チーム、教員サポーターの活用を図ります。 ○特別支援教育への理解を促進するため、啓発活動に努めます。 ○一人ひとりのライフステージを見通した教育を行えるよう、相談体制・就学支援体制の充実を図ります。
④障害者就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人が自立して生活を営むことができるよう、関係機関と連携して就労支援・定着支援の推進をします。 ○就労希望者の掘り起こし、職場の新規開拓や障害理解などによる就労の場の拡大に努めます。 ○「障害者優先調達推進法」に基づく物品等の優先調達を進め、障害のある人の「福祉的就労」を支援します。

＜住民が参画する地域福祉体制の推進＞

(3) 地域の協働による地域福祉体制の推進

主な取り組み	展開方向
①地域ネットワークの推進	○地域福祉を効果的に推進するために「東村山市障害者自立支援協議会」を軸にネットワーク化を図ることにより、情報交換、相互交流による連携と役割分担を進め、協働体制を推進します。
②社会福祉協議会との連携強化	○地域における基幹的役割を担う市社会福祉協議会との連携を推進します。
③NPO等民間団体等との協働	○NPO等民間団体、障害者関係機関や病院と連携し、障害のある人への支援を図ります。 ○市民による主体的な活動や地域コミュニティ活動を活性化させていくための支援をします。

2 わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制

<情報提供の充実>

(1) 情報のバリアフリー化の推進

主な取り組み	展開方向
①障害の特性に配慮した情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者の養成に努め、手話通訳者派遣制度の推進をします。 ○要約筆記制度のPRを図ります。 ○音声コードによる通知文書等の発送を推進していきます。 ○障害のある人の日常生活の利便性を高める情報提供機器等を定期的に検討し、見直していきます。 ○図書のデジタイズ化、市ホームページでの音声読み上げ、情報の点訳等、障害のある人への情報伝達手段を充実させます。
②多様な情報媒体の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○市報・市ホームページ・ファクシミリ・電子メール・窓口等の多様な情報提供手段の活用を推進します。 ○地域のイベント情報等の集約と発信について検討を行います。
③行政との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人やその家族、関係者と行政との意見交換の機会を設け、情報の共有と相互理解の促進を図ります。

<相談支援体制の充実>

(2) 相談支援体制の充実

主な取り組み	展開方向
①相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人とその家族などが介護や生活などの相談を気軽にできるよう、また、障害のある人の生活全般に関する相談にきめ細かく対応できるよう、地域の相談機関の機能強化・充実を図ります。 ○より身近な所で相談できるように、障害者相談員の活動の促進を図ります。 ○複雑・高度な相談支援のニーズに対応するため、その中核となる基幹型の相談支援体制の充実を図ります。 ○市内の社会福祉法人による「暮らしの相談ステーション」と連携を図ります。 ○難病のある人の相談先には医療機関も多くあげられていることから相談支援体制の充実に向け、東京都や医療機関などと連携した仕組みづくりを進めます。
②福祉サービスの利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ○より良い相談支援を行うとともに適切なサービスが利用できるよう、「サービス等利用計画」を作成する相談支援事業所の相談支援体制の充実を支援します。

3 市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり

<地域生活を支える福祉・保健・医療サービスの充実>

(1) 地域生活を支える福祉サービス等の充実

主な取り組み	展開方向
①自立を支援する福祉サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人へのホームヘルプサービス等のサービスの充実を図り、自立を図る訓練事業と介護者への支援策を推進します。 ○移動に支援を要する障害者（児）の社会参加を促進する福祉サービス拡充の検討や、ガイドヘルパー養成への協力を支援します。 ○市単独で実施している各種手当については、真に必要な支援を行うことができるよう見直します。
②地域で暮らすための支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の地域生活の基盤となるグループホームの開設への協力を行うとともに、生活を支援して地域移行を促進します。 ○入所施設や精神科病院等から住み慣れた地域での生活に移行できるよう、地域の相談支援体制の整備に努めます。 ○障害のある人の相談支援の充実・強化を図るため、地域生活の拠点などの整備について検討していきます。
③意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者および要約筆記者を派遣する等の「意思疎通支援事業」の充実を図ります。 ○視覚障害者への情報伝達手段としての用具について情報収集をします。
④地域資源の活用による拠点づくりと活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に立ち寄り、様々な人と交流ができるように、市内の地域資源や各施設を活用することで、相互交流を促進し、余暇活動の場や交流の場および居場所づくりを検討します。

＜こころやからだの健康増進＞

＜保健福祉や予防に関する意識の向上＞

(2) 地域での保健・医療サービス体制の充実

主な取り組み	展開方向
①地域医療に関する福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○健康や医療の情報を積極的に提供するなど、各種保健事業の充実や適切な医療受診を促進します。 ○各種医療費助成制度についての情報提供を行い、適切な医療が受けられるよう支援します。
②保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病予防と健診の受診を勧奨し推進します。 ○保健所や医療機関との連携を強化し、障害のある人の保健・医療体制の充実や障害者歯科診療等の充実を図ります。

＜権利擁護支援体制の充実＞

(3) 権利擁護支援体制の充実

主な取り組み	展開方向
①権利擁護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の権利を擁護するため、「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」の充実を図ります。 ○「障害者差別解消法」について市民の理解啓発に努めます。 ○障害のある人の虐待防止に向けた体制の充実を図ります。

4 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり

<安全・安心なまちづくりの推進>

(1) 安全・安心まちづくりの推進

主な取り組み	展開方向
①避難行動要支援者対策の推進	○『東村山市地域防災計画』に基づく「要援護者支援全体計画」の市民への周知を図るとともに、「個別支援計画」の作成を推進します。 (※詳細については地域福祉計画第○章○頁によります)。
②地域で支える体制づくり	○日頃から地域における防災・防犯の普及啓発活動を推進します。 ○障害のある人が安心して生活できるよう、障害の特性に合わせた情報提供体制を推進します。
③サービスの質の向上の促進	○福祉施設での第三者評価実施の促進を図ります。

＜地域における人材や事業所の育成と充実＞

(2) 地域の人材育成・地域福祉の促進

主な取り組み	展開方向
①地域の人材育成の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者自立支援協議会」において、地域の障害者福祉に従事する支援員の支援力向上と人材育成の支援を行います。 ○地域の障害者福祉に従事する支援員の人材育成に関する会議等に参加し、地域福祉の促進が図れるようにします。

(3) 福祉のまちづくり（バリアフリー・ユニバーサルデザイン）の
促進

主な取り組み	展開方向
①バリアフリーの推進	<p>○障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるための適切な環境整備を推進するために、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの導入を検討します。</p> <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性を向上させるため、道路の拡幅・改良、歩道設置、車道の分離を進めるとともに、バリアフリー化を推進します。 <p>【公共・民間施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って、公共施設等の整備に努めていきます。 <p>【公共交通機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーの推進について、今後も公共交通事業者と協議を進めていきます。 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各公共施設の整備や改修にあたっては、障害のある人に配慮した設備の設置を検討していきます。
②移送サービスの促進	<p>○民間路線バスの推進を図るとともに、コミュニティバスの路線運行のあり方の改善、見直しを含め市内公共交通網のあり方を検討し、利便性の促進を図ります。</p> <p>○「移送サービス事業」について、障害のある人が社会参加をしていくための事業のあり方を検討しながら、推進していきます。</p>